

特別企画：最低賃金改定に関する山形県内企業の意識調査

県内企業の 32.1%が給与体系を見直し

～最低賃金改定、消費回復には不十分と認識～

はじめに

2016年10月1日から20日にかけて最低賃金が改定された。2016年度の最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった2002年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で700円を上回ることとなった¹。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。

そこで、帝国データバンク山形支店では、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。なお、本調査は、TDB景気動向調査2016年9月調査とともにを行った。

※ 調査期間は2016年9月15日～9月30日、調査対象は221社で、有効回答企業数は112社（回答率50.7%）。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は32.1%となり、ドライバー不足など環境面を反映して「運輸・倉庫」が半数を占め、非正社員を多く抱える「小売」で4割を超えた。他方、「見直していない（検討していない）」企業は56.3%となった。
2. 県内で従業員を実際に採用するときの最も低い時給は、本調査においては851円。最低賃金（717円）を134円上回る。
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が42.9%で最多。「妥当」は「高い」（9.8%）、「低い」（17.9%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる。
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が58.9%で最多。「プラスの影響がある」は0.9%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は21.4%と2割を超えた。
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は7.1%にとどまる一方、「ない」は52.7%と半数を超えており、消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が多数を占めた。

¹ 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で25円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに21～25円引き上げられ時給714～932円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

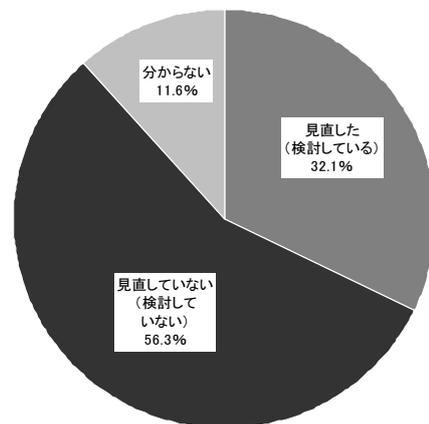
1. 企業の3社に1社が給与体系を「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直していない（検討していない）」企業が56.3%となった²。他方、「見直した（検討している）」企業は32.1%で3社に1社が見直しを実施または検討していた。半数以上の企業は給与体系に変更を加えていないものの、最低賃金の改定への対応として給与体系を見直した企業もあり、最低賃金が比較可能な2002年以降で最大の上げ幅となった影響が表れる結果となった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業を業界別に見ると、「運輸・倉庫」が50.0%となり半数に達した。ドライバー不足などで、雇用の安定化には賃金の見直しなどが絶えず必要な業界で、それを如実に示す結果となった。次いで「小売」が45.5%と4割を超えており、非正社員の雇用割合が高い業種のため、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながっている様子がうかがえる。一方、「金融」や「不動産」はゼロとなり、業界間で大きく対応が異なった。

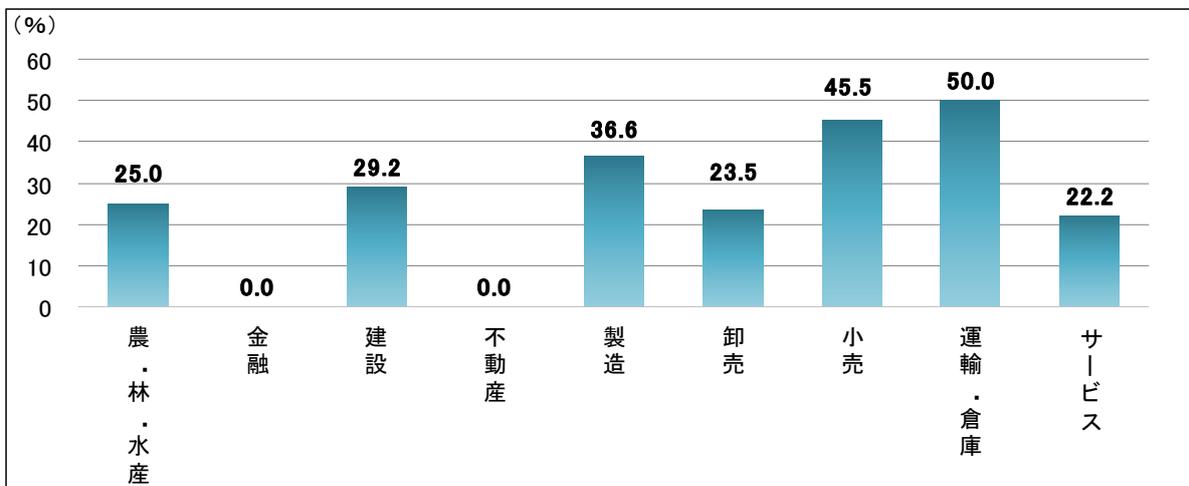
給与体系を見直した理由について、企業からは「人材確保、適正な労働管理のため、給与体系等を全面的に見直した」（建設）や「必要人員が集まらないため、パートの時給を見直した」（製造）、「社員のモチベーションを上げるため」（製造）、「雇用の安定化のため」（運輸・倉庫）といった声があがっており、最低賃金での採用の有無にかかわらず、人事評価も含めた給与体系の見直しを行うなど、人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子がうかがえる。

■給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業112社

■給与体系を「見直した」企業の割合 ～業界別～



2 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 県内の従業員採用時の最低時給は851円、最低賃金を134円上回る

県内の企業に従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、今回の調査においては851円となり、改定後の最低賃金の717円を134円上回る金額となった³。また、乖離率は18.7%と全国平均を2.3ポイント上回った。本調査の結果からは、県内の多くの企業では既に最低賃金を上回る給与体系が実現されていることが推測され、すぐに給与の引き上げが求められる企業数は決して多くは無いと見られる。しかし、この調査結果が山形県内の実態を全て反映しているとは言い切れず、その点が留意点とも言える。

都道府県別で比較すると、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは「東京都」で、差額は+165円（採用時最低時給約1,097円）となった。一方で、乖離の少なかったのは「青森県」となり、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額は+92円となった。乖離率が高かったのは、「島根県」の22.6%であった。

企業からは「最低賃金の地域差が拡大傾向にあるため、賃金の高い地区に人材が流れる恐れがある。結果として、働き手が減少し人手不足に拍車がかかる懸念がある」（建設業）などの声が寄せられた。

■最低賃金と採用時時給

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1:2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2:採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3:乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4:集計可能な企業を対象に算出

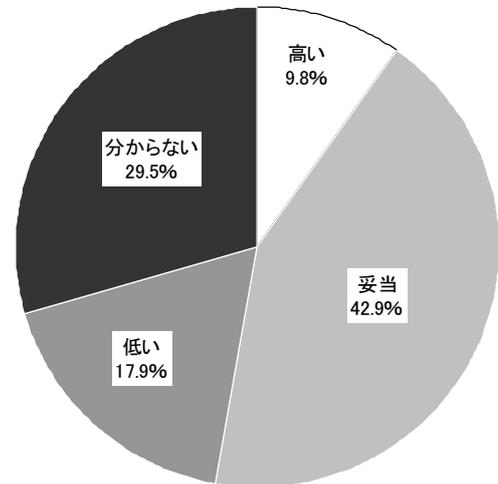
注5:母数は有効回答企業1万292社

3 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1)正社員、非正社員(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など)の雇用形態は問わない、(2)日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が4割で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が42.9%にのぼり、「低い」(17.9%)を25.0ポイント上回った。「高い」は9.8%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

■引き上げ額の妥当性



注：母数は有効回答企業112社

■引き上げ額の妥当性

(構成比%、カッコ内社数)

	(引き上げ額は) 高い	(引き上げ額は) 妥当	(引き上げ額は) 低い	分からない	合計
全国	11.6 (1,191)	40.5 (4,164)	18.1 (1,863)	29.9 (3,074)	100.0 (10,292)
山形	9.8 (11)	42.9 (48)	17.9 (20)	29.5 (33)	100.0 (112)
大企業	0.0 (0)	31.3 (5)	37.5 (6)	31.3 (5)	100.0 (16)
中小企業	11.5 (11)	44.8 (43)	14.6 (14)	29.2 (28)	100.0 (96)
うち小規模	14.3 (5)	57.1 (20)	5.7 (2)	22.9 (8)	100.0 (35)
農・林・水産	0.0 (0)	25.0 (1)	0.0 (0)	75.0 (3)	100.0 (4)
金融	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	100.0 (1)
建設	8.3 (2)	45.8 (11)	20.8 (5)	25.0 (6)	100.0 (24)
不動産	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	100.0 (1)
製造	14.6 (6)	39.0 (16)	19.5 (8)	26.8 (11)	100.0 (41)
卸売	5.9 (1)	47.1 (8)	17.6 (3)	29.4 (5)	100.0 (17)
小売	0.0 (0)	54.5 (6)	18.2 (2)	27.3 (3)	100.0 (11)
運輸・倉庫	0.0 (0)	50.0 (2)	25.0 (1)	25.0 (1)	100.0 (4)
サービス	22.2 (2)	44.4 (4)	0.0 (0)	33.3 (3)	100.0 (9)
その他	- -	- -	- -	- -	- (0)

注1：網掛けは、山形県全体以上を表す

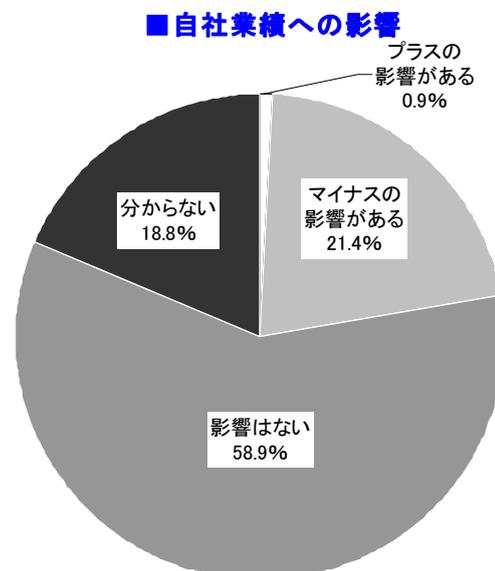
注2：全国の母数は有効回答企業1万292社。山形は112社

4. 業績への影響、企業の21.4%が「マイナスの影響」と認識

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が58.9%で最多となった。他方、「プラスの影響がある」は0.9%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は21.4%と2割を超えており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業が多くみられた。

また、自社業績への影響と引き上げ額の妥当性の関連をみると、引き上げ額が「高い」と感じている企業ほど自社業績に「マイナス」と捉える傾向がある。とりわけ、「各種商品小売」や「人材派遣・紹介」、「輸送用機械・器具製造」で、この傾向が顕著に表れた。

企業からは「サービス業である当社では、人件費のアップによって利益が減少すると考えられる」（サービス業）などの意見があがった。



注：母数は有効回答企業112社

■ 自社の業績への影響

(構成比%、カッコ内社数)

	プラスの影響がある	マイナスの影響がある	影響はない	分からない	合計
全国	1.7 (178)	21.7 (2,232)	57.9 (5,962)	18.7 (1,920)	100.0 (10,292)
山形	0.9 (1)	21.4 (24)	58.9 (66)	18.8 (21)	100.0 (112)
大企業	0.0 (0)	18.8 (3)	56.3 (9)	25.0 (4)	100.0 (16)
中小企業	1.0 (1)	21.9 (21)	59.4 (57)	17.7 (17)	100.0 (96)
うち小規模	2.9 (1)	22.9 (8)	51.4 (18)	22.9 (8)	100.0 (35)
農・林・水産	0.0 (0)	25.0 (1)	50.0 (2)	25.0 (1)	100.0 (4)
金融	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	100.0 (1)
建設	0.0 (0)	16.7 (4)	62.5 (15)	20.8 (5)	100.0 (24)
不動産	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)	100.0 (1)
製造	2.4 (1)	31.7 (13)	46.3 (19)	19.5 (8)	100.0 (41)
卸売	0.0 (0)	5.9 (1)	76.5 (13)	17.6 (3)	100.0 (17)
小売	0.0 (0)	18.2 (2)	72.7 (8)	9.1 (1)	100.0 (11)
運輸・倉庫	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (4)	0.0 (0)	100.0 (4)
サービス	0.0 (0)	33.3 (3)	44.4 (4)	22.2 (2)	100.0 (9)
その他	-	-	-	-	(0)

注1：網掛けは、山形県全体以上を表す

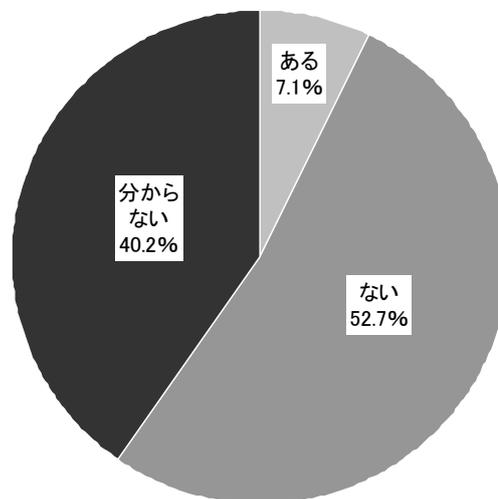
注2：全国の母数は有効回答企業1万292社。山形は112社

5. 消費回復への効果、半数を超える企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は7.1%だった一方、「ない」は52.7%と半数を超えた。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「貧困格差が大きくなってきた傾向から少しでも改善が出来ればと期待する。しかしながら今回の最低賃金引き上げがこの問題の解決策の全てとは考えにくい」（製造）などの声が聞かれた。

■今後の消費回復への効果



注：母数は有効回答企業112社

まとめ

2016年度の最低賃金改定は10月1日から中旬にかけて全国で実施されたが、今回の引き上げ額は2002年度以降で過去最大となった。個人消費の弱含みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

今回の調査では、最低賃金の改定を受けて3割を超える企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。一方、最低賃金の引き上げが自社の業績に「マイナスの影響がある」と考えている企業も2割を超えており、なかでも、非正社員を多く抱える「各種商品小売」や「人材派遣・紹介」、一部の製造業者などからは、引き上げへの懸念が示された。

企業からの声を見ると「賃金の引き上げに伴って、収益確保が厳しくなる。しかし、賃金を上げないと、良い人材の確保が難しくなる」、「賃金が多少引き上げになったとしても、本当に消費が活性化するか疑問がある」に代表される意見が多くを占めた。

企業の従業員への利益配分を適正に実施させるためには、製品や受注単価の引き上げが可能となる状況を作り出すことが不可欠である。また、消費活性化のためには賃金アップのみならず、将来への安心感を消費者に提示することが求められる。その対策などについて、早急な議論や対応が必要と思われる。

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員数300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

株式会社帝国データバンク 山形支店 担当: 佐藤 剛喜

TEL 023-622-4301 FAX 023-622-4415

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。